⑶は第１号２⑷に同じ。
⑷　平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
㋑　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が40m以上の工事。
㋒　架設工法が、移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。
㋓　上記㋐から㋒までは同一工事の施工実績を有すること。
なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋑から㋖までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋑　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
㋖　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋の工事。
㋗　上記㋑及び㋖は同一工事の施工実績を有すること。
同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。
ⓐ　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ⓑ　平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑷㋐及び㋑の要件をすべて満たす工事の経験（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（ただし、上記⑷㋐及び㋑は、同一工事の施工経験を有すること。共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ⓒ　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
ⓓ　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。
なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記ⓐからⓓまでの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。
また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。
⑹から⑾までは第１号２⑺から⑿までに同じ。
３　総合評価に関する事項
⑴　入札に関する事項
ⓐ　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
㋐　ＰＣ連続ラーメン箱桁橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部及び施工済み橋脚とのコンクリート打ち継ぎ目部を含む。）の品質の確保、向上のための工夫とその効果
ⓑ　「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。
㋐　施工体制確保の確実性
㋑　品質確保の実効性
ⓒ　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　上記ⓐ及びⓑの内容が適正であること。
㋒　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
⑵　提案について
ⓐ　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「ＰＣ連続ラーメン箱桁橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部及び施工済み橋脚とのコンクリート打ち継ぎ目部を含む。）の品質の確保、向上のための工夫とその効果」についての評価の配点は30とし、指定テーマの得点（素点）を技術評価点とする。
ⓑ　施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０点の加算点を与えるものとする。
⑶から⑷までは第１号３⑶から⑷までに同じ。
４　入札手続等
⑴から⑷までは第１号４⑴から⑷までに同じ。
⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
ⓐ　電子入札システムによる入札の締切は、平成25年７月２日正午。
ⓑ　書面により持参する場合は、平成25年７月２日正午までに近畿地方整備局総務部契約課に提出すること。
ⓒ　郵送による入札書の受領期限は、平成25年７月２日正午（郵送による入札書の提出場所は、近畿地方整備局総務部契約課）。
ⓓ　開札は、平成25年７月４日午後２時30分近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。
５　その他
⑴から⑯までは第１号５⑴から⑯までに同じ。
６　Summary
⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　the same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure of the prestressed concrete for Wabukagawa No 2 bridge in Kinki Expressway Kisei-Route

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、財政法に定める繰り越しに係る承認が得られることを条件とする。
平成25年３月19日
契約担当職
独立行政法人産業技術総合研究所
研究環境整備部部総括　塩釜　士郎
◎調達機関番号　544　◎所在地番号　08
○産総第146号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　つくば中央・東地区特高受変電設備他改修その他工事　１式
⑶　工事場所　独立行政法人産業技術総合研究所つくば中央第１事業所　〒305―8561 茨城県つくば市東１－１－１
⑷　工事内容　受電方法を架空引込線から地中引込線方式に改修し、現行３ヶ所の66ｋＶ特別高圧受変電設備を１ヶ所に統合し、主変圧器25ＭＶＡ×２台の66ｋＶ特別高圧受変電設備に改修する。また、２次変電所への高圧配電ケーブルの更新と、併せて電力監視設備を更新する。なお、電気室を新設する際の不要機器類・配管等の撤去も本工事に含むものとする。
⑸　工期　平成26年３月31日